

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 電気工事の入札参加資格を有していること。
 - イ 資格総合点数：707点以上
- (4) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (8) 中信地域に本店を有していること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟読し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義がある場合は、令和6年10月9日（水）12時までに別記3に掲げる者に別紙様式

4により FAX 又は電子メールで説明を求めることができる。回答は、令和6年10月11日（金）までに長野県公式ホームページに掲載する。

ただし、入札後、設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、質問者に対する直接回答は行いませんので、必ず上記掲載先を確認すること。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式2による入札書を別記2（2）に掲げる入札及び開札日時、場所において直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、電子メール、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (7) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、請負代金の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (9) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (10) 入札場所には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（9）の立会い職員以外の者は、原則として入場することができない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場所に入場することができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札場所に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状（別紙様式3）を提出しなけ

ればならない。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場所を退場することはできない。
- (14) 入札場所において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場所から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (15) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができない。
- (16) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をする。したがって、開札に立ち会うことができない入札参加者は、再度以降の入札を辞退したとみなす。なお、入札回数は、2回を限度とする。第2回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (17) 入札及び開札の日時及び場所は、別記2(2)のとおり。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、令和6年10月16日(水)開札時間までに別記3の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保等を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額(消費税額及び地方消費税額又は仕入に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5以上とする。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出しなければならない。
- (3) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する法人の発行する証券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の

		日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	<u>金融機関の保証又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証</u>	金融機関の保証する金額又は左欄の保証事業会社が保証する金額

※下線の部分は契約保証金のみに適用する。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が（3）のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が（3）のウであるときは、手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が（3）のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が（3）のオであるときは、当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとする。（上記（2）の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。）
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。
- (11) 規則127条各号に該当すると認められた場合は、入札保証金の納付を免除する。なお、納付を免除した場合でも、落札者が契約を締結しない場合は、納めないこととした入札保証金に相当する額を納付しなければならない。
- (12) 予算執行者は、一般競争入札参加資格審査申請書の提出があったときは、入札保証金の納付免除の有無を審査するものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨通知する。なお、予算執行者が審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合がある。

5 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書（同一会社の本店、支店又は営業所は同一人とする。）
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 工事名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 工事名に重大な誤りのある入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札金額（消費税を含む）の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。

- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(3)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 落札決定時に、予算執行者は落札者に電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。落札者は電子契約による契約の締結を希望する場合、希望を回答した日の翌日までに、予算執行者あて電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出するものとする。
- (3) 紙による契約書の場合、契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。なお、予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しない。
- (4) 電子契約を締結する場合、予算執行者は、落札者に電子契約サービスを利用して電子契約書の内容の確認依頼を行い、落札者は、電子契約サービスで内容を確認して問題がなければ同意を行うものとする。落札者が同意すると、予算執行者あてメールが送信されるので、内容を確認して同意することにより電子契約が確定する。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければならない。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではない。
- (6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 入札者参加者に求められる義務

この競争入札に参加を希望する者は、令和6年10月10日（木）午後3時までに入札公告等において求められた一般競争入札参加資格審査申請書を別記2(1)の場所に提出し、参加資格に関する確認を受けなければならない。

なお、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

11 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(課名) 長野県消防防災航空センター
(所在地) 〒390-1132 松本市大字空港東 9030

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
令和6年度 長野県消防防災航空センター受変電設備改修工事
- (2) 工事箇所名
松本市大字空港東
- (3) 仕様等
設計図書によります。
- (4) 工事概要
受変電設備の改修 一式
上記に伴う既存機器の撤去及び処分 一式
- (5) 工期
工事開始日から令和7年1月31日 まで

2 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認書類提出期限及び場所
ア 提出期限 令和6年10月10日(木) 午後3時
イ 提出場所 松本市大字空港東9030(〒390-1132)
長野県消防防災航空センター
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和6年10月16日(水) 午後1時30分
イ 場所 長野県消防防災航空センター 2階会議室

3 本調達に関する問い合わせ先及び入札保証金等の提出先

(担当課) 長野県消防防災航空センター
(郵便番号) 390-1132
(所在地) 松本市大字空港東9030
(電話番号) 0263-85-5512
(F A X) 0263-85-5513
(電子メール) bosai-koku@pref.nagano.lg.jp